

県立柏原病院「在宅療養後方支援病院」のご案内

当院では、「なるべく自宅で家族と一緒にの時間を過ごしたい。でもきちんと適切な医療を受けたい」という在宅患者とその家族、また「何かあった時にバックアップをしてくれる病院があれば安心」という地域医療機関の希望に少しでも沿うことができるよう、近畿厚生局に「在宅療養後方支援病院」としての届出を行いました。

この制度は、当院と地域の医師や医療機関同士が共同して在宅医療を支援させていただくものであり、連携医療機関医師の求めに応じて、あらかじめ登録されている患者に対して、何らかの緊急対応が必要となった場合、当院が24時間いつでも診療・入院を受ける制度です。

【制度の内容】

- 1 在宅療養を担当されている医師からの求めに応じ、あらかじめ登録されている患者（緊急時に当院での治療を希望されている患者）を24時間いつでも診療します。
- 2 入院が必要となった場合は、原則として当院で入院治療を行います。ただし、専門治療など疾患により当院で対応できない場合は、当院が適切な医療機関へ紹介します。
- 3 診療・入院が想定されている患者の在宅療養中の診療情報提供、並びに当院に入院した患者の経過などについて、お互いに共有が図れるよう、定期的に情報交換させていただきます。
- 4 診療・入院の依頼は、平日日中は地域医療連携室、夜間・休日は当直の担当者が、24時間電話で対応します。

【患者様の登録】

- ・連携する医療機関の依頼は、地域医療連携室が窓口となり対応します。
- ・届出書類をダウンロードし、患者の情報を記入してください。
記入した届出書は、県立柏原病院地域医療連携室へFAXしてください。
その際、診療情報提供書もあわせて送信願います。
1部は保管いただき、1部は患者さんへお渡しください。
- ・在宅療養後方支援病院の規定上、3ヶ月に1回は、患者の診療情報を文書で交換することになっています。患者の登録後、時期が近づきましたら、地域医療連携室より連絡させていただきます。（診療情報交換用紙）
- ・登録削除の場合も必ず連絡ください。（FAXでも結構です。）

【患者様の条件】

1. 在宅での療養を行っている患者（特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウス・有料老人ホーム・グループホーム・サービス高齢者住宅等にお住まいの方を含む）
2. 在宅時医学総合管理料・特定施設入居時等医学総合管理料・在宅がん医療総合診療料・在宅療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料を除く）を入院の月又はその前月に算定している患者 * 別紙参照ください

1、2両方を満たすことが条件となります。

【登録いただいた患者の診療依頼】

登録いただいた患者の診療依頼は、下記へお願いします。

診療・入院についての連絡先

（平日日中・外来診療時間帯）

月曜～金曜日 9時00分～17時00分

地域医療連携室（直通） TEL 0795-72-4270

（夜間帯・休診日）

土曜、日曜・祝祭日の終日 月曜～金曜 17時00分～翌9時00分

県立柏原病院（代表） TEL 0795-72-0524

ただし、22時00分～翌7時00分は TEL 0795-72-2136

【連携イメージ】

